

Lea ケア訪問看護ステーション運営規定

この規定は、株式会社 Lea ケアが設置する、Lea ケア訪問看護ステーション（以下「ステーション」といいます）の職員および業務管理に関する重要事項を定めることにより、ステーションの円滑な運営を図るとともに、指定訪問看護および指定介護予防訪問看護の事業の適正な運営および利用者に対する適切な訪問看護の提供を確保することを目的とする。

第 1 条（サービスの目的及び内容）

1. 介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対して可能な限り居宅においてその有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう、かかりつけ医師の指示により訪問看護給付を提供し、利用者は事業者に対し、そのサービスに対する料金をお支払いいただきます。
2. ステーションが提供できるサービスの内容は、訪問看護・予防訪問看護（医療）訪問看護重要事項説明書（以下「重要事項説明書」といいます）に記載の通りです。
3. 提供するサービスの内容を変更する場合には、両者合意のうえ、別紙「重要事項説明書」を追加作成して添付します。

第 2 条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から利用者が事業者から提供を受けたサービスのうち最終のサービスが提供された日までとします。

第 3 条（訪問看護計画・介護予防訪問看護計画の作成）

利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問看護計画」を作成します。事業所はこの「訪問看護計画・予防訪問看護計画」の内容を利用者及びその家族に説明します。

第 4 条（訪問看護の内容）

1. 利用者が提供を受ける訪問看護の内容は重要事項説明書に定めたとおりです。事業所は重要事項説明書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
2. ステーションは、看護師等を利用者の居宅に派遣し、主治医との密接な連携及び訪問看護計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう訪問看護を提供します。
3. 訪問看護適用が利用者との合意をもって変更され、看護師等が提供するサービスの内容又は介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者の了承を得て新たな内容の訪問看護計画書を作成し、それをもって訪問看護の内容とします。

第 5 条（サービス提供の記録）

1. ステーションは、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後 3 年間保管します。
2. 利用者は、ステーションの営業時間内に当該利用者に関するサービス実施記録などを閲覧できます。また利用者はサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

3. ステーションは保険情報の確認、皮膚状態を把握するために写真を撮影することがあります。利用者はこの行為を拒否することができます。

第6条（料金）

1. 利用者は、サービスの対価として、別紙料金表に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月毎の合計額を支払うものとします。
2. ステーションは、振込や現金支払いの利用者に対してサービス提供月の料金の合計額を請求書に明細を付して、当該提供月の翌月 20 日までに利用者へ送付又はスタッフが持参します。
3. 引落しに関してはサービス提供月の翌月 26 日（休日、祝日の場合は翌営業日）に引き落としされます。
4. ステーションは、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
5. 利用者は水道光熱費その他訪問看護等の提供に必要な実費を負担するものとします。
6. 利用者は契約の終了においても契約期間内に発生した利用料金の未払いがある場合は、事業者が指定する期日と方法により、ただちにこれを支払わなければならないものとします。

第7条（サービスの中止）

1. 利用者は、ステーションに対して、サービス提供日の前日 18 時までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
2. ご利用予定のサービスをキャンセルする際は、すみやかに事業所までご連絡下さい。

第8条（契約の終了）

1. 利用者はステーションに対して、1 週間の予告期間をおいて通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が 1 週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
2. ステーションはやむを得ない事情がある場合、利用者に対して 1 ヶ月の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
3. 次の事由に該当した場合は、利用者は通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合
4. 次の事由に該当した場合は、ステーションは文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが 3 ヶ月以上遅延し、事業者が利用者に対して当該サービス料金を支払うように催告したにもかかわらず、当該催告の日から 14 日以内に当該サービス料金の全額が支払われない場合

- ② 利用者またはその家族が、事業者または看護師等に対して、重要事項説明書に記載の禁止行為を行なった場合。
 - ③ 前号に定めるほか、利用者またはその家族が事業者または看護師等に対して身体的・精神的に苦痛を与える行為をしたと、ステーションが合理的に判断した場合（但し、ステーションがかかる行為を医師、看護師、ケアマネージャー等（以下「医師等」といいます。）に報告の上、当該医師等から利用者またはその家族に対して当該行為の中止を要請したにもかかわらず、当該行為が中止されない場合に限る。）
 - ④ ステーションが医師の指示書またはケアプランに沿ったサービスを提供する際、利用者がこれを拒否する等により、当該サービスの提供ができないと判断した場合。
5. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了いたします。
- ① 利用者が介護保健施設に入所した場合
 - ② 利用者が死亡した場合
 - ③ 利用者が引っ越し等により事業者の通常の事業の実施地域の外に位置することとなった場合

第9条（秘密保持）

ステーションは、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。また、当該事務所の看護師等であった者においても同様です。

第10条（賠償責任）

ステーションは、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第11条（緊急時の対応）

ステーションは、訪問看護を行なっているときに利用者に病状の急変が生じた場合には、必要に応じて臨時応急の手当を行なうと共に、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じます。

第12条（虐待の防止）

ステーションは、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- ① 虐待の防止のための指針を整備する。
- ② 職員に対し、虐待の防止のための研修を実施する。
- ③

第13条（社会情勢及び天災）

- ①社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。
- ②社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を乙は負わないものとする。

第 14 条（身分証の携行）

看護師等は、常に身分証を携帯し、初回訪問および利用者またはその家族から提示を求められたときは、いつでも身分証を提示します。

第 15 条（苦情処理）

ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

第 15 条（本契約に定めない事項）

1. 利用者及びステーションは、誠実をもってこの契約を履行するものとします。
2. この契約に定めない事項については、介護保険その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めるものとします。

第 16 条（その他運営についての留意事項）

- ① 職員は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の個人情報漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- ② 職員が安全かつ適切なケアを継続的に提供するために必要な知識・技能・倫理観を身につけることを目的として定期的な研修を行う
 - 高齢者虐待防止
 - 感染症・食中毒の予防及び蔓延防止
 - 介護施設・事業所における事業継続計画（BCP）
 - ハラスメント対応
 - プライバシー保護
 - 医療に関する研修
 - 精神科訪問看護研修
- ③ 災害や大規模感染症の発生等により通常のサービス提供が困難となる事態に備えた業務継続計画（BCP）を策定し、定期的に見直しを行う。また定期的に訓練を行い、非常時の際は利用者の安全確保を行い、可能な限り訪問看護を継続できるよう体制を整えていく。
- ④ ステーションは、職員間のハラスメント等を防止するための方針を整備し、定期的な研修や周知活動を行う。

附則

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。